



府 消 委 第 2 1 3 号

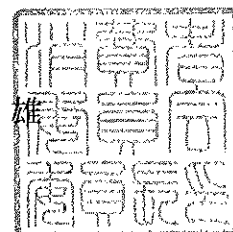
平成 2 3 年 8 月 2 6 日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

消費者委員会

委員長 松本 恒雄



答 申 書

平成 2 2 年 9 月 3 0 日 付 け 消 食 表 第 3 3 3 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 食 品 衛 生 法 施 行 規 則 の 改 正 に つ い て は 下 記 の と お り 答 申 し ま す。

記

1. 食品衛生法施行規則（別表第三（第二十一条関係））

フルジオキソニルの添加物指定により防かび剤又は防ばい剤の使用対象作物が拡大することに伴い、食品衛生法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、防かび剤又は防ばい剤を含む旨の表示を義務づける作物に、あんず、おうとう、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加することとした改正の案について、その案のとおり改正することが適当である。

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（口（略） ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>	<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（口（略） ハ <u>かんきつ類、バナナ</u> 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>